

平成25年度事業計画書

I. 基本方針

当サービスセンターは、市内の中小企業勤労者の福祉の充実を図るため、中小企業が単独では実施しがたい総合的な福祉事業として、生活安定、健康維持増進、老後安定、自己啓発及び余暇活動事業等を積極的に推進してまいりました。

平成25年度は、公益財団法人として2年目となりますが、公益法人への移行の主旨を踏まえて、中小企業勤労者等のための福利厚生事業の実施にあたり受益機会の確保の観点から、既存事業の見直し・再構築を図り、会員以外の勤労者も参加できる事業メニューを増やしてまいります。

また、平成24年度に実施した事業やモバイルなどを通じて収集した意見・要望などをふまえ、好評な事業の継続、新規事業の実施など、より魅力的、タイムリーなサービスの向上に努めてまいります。

また、事業目的を同じくする近隣のサービスセンターとの連携を深め、スケールメリットを活かし、さらなる事業の充実と効果的な運営を推進してまいります。

II. 公益目的事業

1. 生活安定事業

(1) 割引協力店との連携と物資あっせん

百貨店や店舗等と契約を結び、割引価格で生活物資をあっせんする。

(2) 商品券のあっせん

ジェフグルメカードやクオカードなどの商品券を一般より安価な価格であっせんする。また、会員には一部利用補助(一般価格の10%~20%)をおこなう。

(3) ライフサポート倶楽部の生活サポート

暮らしのトラブル・税務・資産運用相談やメンタル・健康相談、育児・介護相談、冠婚葬祭相談の無料相談を行う。

生活に必要な雑貨や洋服などのショッピング、ハムやお肉などの生鮮食品
住宅購入やリフォーム、引越など割引価格にて提供する。

(4) 各種保険制度のあっせん

全労済の「こくみん共済」「マイカー共済」や全福センターの「全福ネット入院あんしん保険」をあっせんする。

(5) 慶弔金給付

会員に対し、入学祝金、永年勤続慰労金、傷病見舞金、災害見舞金、死亡弔慰金の5種類(公益目的対象外事業※は7種類あり)の慶弔金を支給する。

種別	給付額
成人祝金※	10,000 円
卒業祝金※	10,000 円
結婚祝金※	20,000 円
出産祝金※	15,000 円
入学祝金	10,000 円
永年勤続慰労金	
勤続年数 40年	30,000 円
勤続年数 30年	25,000 円
勤続年数 20年	20,000 円
勤続年数 15年	10,000 円
勤続年数 10年	5,000 円
還暦祝金※	20,000 円
銀婚祝金※	20,000 円
金婚祝金※	30,000 円
傷病見舞金	15,000 円
災害見舞金	20,000 円
死亡弔慰金	
会員本人	50,000 円
配偶者	25,000 円
OCS が定める 1 親等	10,000 円
死産(16週以上)	10,000 円

2. 健康維持増進事業(健康管理、維持・増進)

民間医療機関との提携により健康診断、人間ドック等を一般より安価であつせんする。また会員には予防健診、検査項目を統一した「OCS 健診」、遺伝子検査などへ下記のとおり一部補助を行う。

提携するスポーツ施設や健康増進施設の利用、健康相談の提供、健康管理の意識高揚に向けたセミナー等を行う。

(1) 全国健康保険協会の行う生活習慣病予防健診の補助

- | | | |
|------------|--------|------------|
| ・一般健診 | 35 歳以上 | 一人 1,600 円 |
| | 35 歳未満 | 一人 1,000 円 |
| ・一般健診＋付加健診 | | 一人 3,200 円 |

(2) 提携医療機関等における OCS 健診、一般健診、人間ドック等の受診補助

- ・OCS 健診(OCS 会員のみのみ) 一人 1,600 円
- ・一般健診 35 歳未満 一人 1,000 円
- ・人間ドック・脳ドック 1 回 4,200 円～8,000 円
(配偶者 2,100 円～2,500 円)

(3) 生活習慣病にかかる遺伝子検査(提携医療機関)の補助

一人 5,000 円

(4) スポーツ施設等健康増進施設の利用

オーギスポーツ、ティップネス、コナミスポーツの3施設を法人会員契約施設として提供。また市営プール・スケート場の利用あっせんや温浴施設など健康増進施設についてもあっせんを行う。

(5) 健康管理、健康増進啓発セミナー・運動講座の開催等

3. 老後生活安定事業

セミナーやライフプランニング・サービスの提供

定年退職予定者を対象に、年金、健康保険、税金などの基本的知識を得てもらうため、(社)大阪労働者福祉協議会と共催のセミナーを開催する。

また、Web 診断や FP 面談サービス、各種セミナーなどを通じ将来の生活プランをサポートするサービスを提供する。

4. 自己啓発事業

(1) 趣味や教養教室の実施

園芸及びビジネスマナー等幅広い分野での教室を企画実施する。

(2)カルチャーセンターとの提携や通信講座のあっせん

通信講座やカルチャーセンター等での文化教養の向上や資格取得などに、入会金の免除や受講料金割引を行う。

5. 余暇活動事業

(1) 企画事業

恒例行事の日帰りバスツアー、ボウリング大会、ソフトボール大会等の企画を行なうほか、季節感のある企画や体験イベント、また会員各世代のニーズに着目した企画を行い、多くの会員と家族等の参加をはかっていく。また近隣サービスセンターと連携した共同イベントも企画する。会員には一部利用補助(一般価格の10%～30%)を行う。

平成25年度 自主企画事業計画		
4月	春の日帰り温泉バスツアー	たけのこ堀体験ツアー
	お花見ツアー	春の美容セミナー
5月	ゴルフ大会	ビジネスマナー研修
	ジェルネイル体験スクール	日帰りバス旅行
6月	漁師体験の日帰りツアー	路地裏グルメツアー
	ビジネス会話セミナー	自然体験ツアー
7月	祇園祭りと京懐石ツアー	夏野菜の大収穫ツアー
	森林セラピー	京の味覚の川床料理
8月	ビアパーティ	夏休み親子体験教室
	夏の親子サマーキャンプ	夏休み海釣り大会
9月	退職準備セミナー	ソフトボール大会
	クッキングスクール彩り中華	船釣り体験ツアー
10月	永年勤続者慰労会	紅葉ハイキングツアー
	新蕎麦打ち体験	笑顔セラピー講演会
11月	農家民泊と収穫体験ツアー	永年勤続者慰労会(観劇, 演芸)
	秋の紅葉ハイキング	冬の日帰りカニバスツアー
12月	大忘年会	お正月飾り講習会
	スタジオ観覧とお食事	恋活&友活パーティ
1月	初詣と味覚満喫ツアー	手作り体験教室(豚まん)
	冬の京懐石料理	ワンコインセミナー
2月	ボウリング大会	美容健康セミナー
	スタジオ観覧とランチツアー	冬の味覚かにと温泉ツアー
3月	早春のグルメバスツアー	春のハイキング
	ビジネス実用セミナー	趣味カルチャー講座

(2) 宿泊施設との提携と利用助成事業

ホテル、旅館などの宿泊施設と割引提携契約を結び、割引価格であっせんする。また、会員には指定宿泊施設の一部利用補助(2,000円、家族1,000円、年間2泊まで)を行う。

(3) 映画館等チケット購入補助

映画館やUSJ、TDL、海遊館などアミューズメント5施設と法人契約を結び、割引価格であっせんする。また、会員には一部利用補助(200円～500円年間10枚まで)を行う。

(4) スポーツ施設の年間契約シートの利用助成

阪神甲子園球場12シート、万博記念球技場(ガンバ大阪)4シートの年間法人契約を結び、低価格で提供する。また、会員には一部利用補助(2,000円／枚)を行う。

(5) レジャー施設等の利用事業

グルメサイト、レジャー施設、観劇やコンサート等の興行会社と法人契約を結び、割引価格であっせんを行う。

6. 情報提供事業

(1) 情報誌等の発行

福利厚生事業の円滑な利用促進を図るため、各種事業内容、割引施設及び手続き方法を網羅したガイドブックを発行(1回／2年)及び配布、各種イベントや観劇チケットなどの募集情報を掲載した情報誌の発行(6回・隔月／年)及び配布を通じ、総合的な福利厚生事業の啓発、PR活動及び会員との連絡調整を行う。

(2) ホームページ等運営事業

福利厚生メニュー、実施事業及びチケット状況等をホームページや携帯モバイルでリアルタイムに提供する。

(3) 事業の啓発推進

- ①大阪市 HP へのバナー広告
- ②市関係施設等でのポスター、パンフレットの配付・設置
- ③地下鉄駅広報板、JR 北新地駅や梅田地下街の広告掲示
- ④関係団体機関紙、各種広報誌等への広告掲載
- ⑤ダイレクトメール・同梱サービスによるPR活動
- ⑥PR用グッズの作成、配付
- ⑦各種会合等でのチラシとパンフ配付
- ⑧年2回の入会キャンペーンの実施

(4) 相談事業

育児・教育、介護、各種無料相談など各分野での充実したサービスを提供する。

7. 特定退職金共済事業

退職後の生活基盤の安定を図るため、所得税法施行令第73条に基づく「特定退職金共済団体」として、退職金共済事業を実施する。

- ① 加入対象事業所 大阪市内のすべての事業所
- ② 加入対象年齢 15歳以上75歳未満の従業員(パートタイム労働者及び使用人を兼務する役員を含む)
- ③ 掛金の負担 事業主の全額負担
- ④ 掛金の設定 1口(1,000円)から30口(30,000円)まで
1口単位で自由に選択できる。
- ⑤ 掛金変更 加入後、途中での増額または減額の変更ができる。
- ⑥ 退職一時金 加入者が退職したとき、掛金の納付月数に応じて退職一時金を本人に支給する。
- ⑦ 退職一時金と年金との選択 10年以上の加入者は、一時金または年金(5～10年間)の選択ができる。
- ⑧ 遺族一時金 加入者が死亡したとき、掛金の納付月数に応じて遺族一時金を遺族に支給する。
- ⑨ 解約手当金 契約が解除されたときは、解約手当金を加入者に支給する。

Ⅲ. その他事業

1. 祝金給付事業

当法人の慶弔金給付事業のうち成人祝金・卒業祝金・結婚祝金・出産祝金・還暦祝金・銀婚祝金・金婚祝金の7種類の祝金についてはその他事業として実施する。

2. 会員加入推進事業

新規入会企業紹介制度事業
訪問員による加入推進事業